

川越市中小企業退職金共済掛金補助金 申請チェック表

事業所名 :

以下の項目をよく読んでいただき、1～17全てに該当しましたら、ご申請ください。
《市税の納付状況の確認について》については、どちらかをチェックしてください。

《補助対象要件について》

- 1 独立行政法人勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部が行う中小企業退職金共済制度に加入している
- 2 令和5年2月以降に新たに中小企業退職金共済制度の被共済者となった従業員がいる、かつ、その従業員が前職等で中小企業退職金共済制度に加入していない
- 3 市内に事業所を有し、1年以上の事業実績がある
- 4 常時雇用する従業員の数が、中小企業退職金共済法第2条第1項に定める人数である
- 5 川越市で賦課されている市税に未納がない

《中小企業退職金共済掛金補助金交付申請書（様式第1号）について》

- 6 新しくなった様式のものを使用している（令和7年度から様式が変更になっています。）
(現在のものは、右上に、退職金共済加入従業員数の欄がありません)
- 7 交付申請額が500,000円を超えていない
- 8 振込先に記載もれ・記載誤りがない

《月別・個人別掛金内訳書（様式第2号）について》

- 9 新しくなった様式のものを使用している（令和7年度から様式が変更になっています。）
(現在のものは、右下に、補助率や補助額の欄がありません)
- 10 従業員の記載順が、被共済者番号となっている
- 11 従業員の加入年月欄は、全て令和5年2月以降となっている
- 12 補助対象とならない従業員は入っていない
- 13 月別毎の金額記入欄に、加入年月から2年を経過した月以降、数字が入っていない
- 14 月別毎の金額記入欄に、加入年月より前の月に数字が入っていない
- 15 月別毎の金額記入欄に、5,000円を超える数字が入っていない
- 16 合計金額を出す際の補助率は、20%で計算している
- 17 合計金額は、500,000円を超えていない

《市税の納付状況の確認について》

- 川越市(雇用支援課)職員が、市税の納付状況を調査することに同意する場合は、「市税の納付に係る誓約書兼同意書」を記入した
- 川越市(雇用支援課)職員が、市税の納付状況を調査することに同意しない場合は、「納税証明申請書兼証明書」を記入し、収税課等の窓口で証明(1通200円)を受けた